

1. 件名：三菱電機（株）の不適切行為に係る四国電力（株）の調査状況
2. 日時：令和4年6月6日 16時00分～16時20分
3. 場所：原子力規制庁2階会議室（テレビ会議システムを利用）
4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部 検査グループ 実用炉監視部門

武山安全規制管理官、高須統括監視指導官、菊川管理官補佐、小野上級原子炉解析専門官、小林主任監視指導官、山中原子力運転検査官、林原子力規制専門員

四国電力株式会社（以下「四国電力」という。）

原子力部 発電管理部長他5名

5. 要旨

- (1) 令和4年4月21日に三菱電機株式会社（以下「三菱電機」という。）が公表した特別高圧以上の変圧器等に係る不適切行為について、四国電力から4月28日の面談に引き続き以下のとおり説明があった。
 - 令和4年5月25日に公表された三菱電機の調査委員会による中間報告において、特別高圧以上の変圧器及び真空遮断器で新たに不適切行為が確認されたと三菱電機から報告を受けた。
 - 伊方発電所に納入された不適切行為を行った変圧器（以下「不適切品」という。）のうち、3号機主変圧器について、新たに交流耐電圧試験及び長時間交流耐電圧試験に関する不適切行為が確認された。
 - 新たに確認された不適切行為の内容も含め、今後三菱電機赤穂工場に立入り、詳細を確認する予定である。
 - 不適切品は電気設備技術基準に抵触するものではないこと、変圧器の納入時に現地検査を行っていること及びこれまで定期点検を実施しており異常が確認されていないことから、安全性に影響が生じるものではないと考えている。
 - 真空遮断器については、三菱電機の調査委員会から試験成績書の記載ぶりについて指摘があったものであるが、電気学会電気規格調査会標準規格（JEC 規格）に基づき試験が実施されており、性能に関する問題は確認されていない。
- (2) 原子力規制庁から、調査結果について改めて報告するように伝えた。

6. 提出資料

資料1：三菱電機（株）製変圧器他における不適切行為に対する伊方発電所の確認状況について

以上